

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社トーワ技研工業  
代表者及び住所 大阪府大阪市淀川区宮原1-18-20  
代表取締役 千神 展久
2. 指名停止措置期間 : 令和7年7月25日から令和7年10月24日まで(3ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社トーワ技研工業は、令和7年3月31日付けで建設業許可部局(大阪府)より以下の監督処分を受けた。  
(1)株式会社トーワ技研工業は、大阪市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていたA氏を専任の主任技術者として配置したが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、大阪府より指示処分を受けた。  
(2)株式会社トーワ技研工業は、大阪市発注のA工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社渡辺塗装から同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。  
また、大阪市発注のB工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社渡辺塗装から同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。さらに、B工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていたC氏を専任の主任技術者として配置するなど適格な主任技術者を配置しないなど(また、C氏は工期の後半には他の工事現場の現場代理人でもあった)、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社ケイテックに請け負わせた。以上のことが建設業法第28条第3項に該当するとして、大阪府より22日間の営業停止処分を受けた。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社トーワ技研工業が建設業法の規定により監督処分(指示処分及び22日間の営業停止処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。  
従って、本件については、指名停止3ヶ月を適用する。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

#### (建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)

### ○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)